



## 共通に必要なもの

- 結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）[↓](#)
- 結婚・妊娠・子育てに関する講座等を受講したことが確認できる書類
- 結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）[↓](#)
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート [↓](#)
- 補助対象経費支払いの領収書など（引き落としの分かる通帳紙面の写しなどでも可）

※ **ご夫婦のどちらかが**R8.4.1～R9.3.31までに支払ったものが対象です。

### △ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書



- 必要** 婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の本籍地が郡上市ではない場合
- 不要** 婚姻届けを郡上市に提出、または婚姻後の本籍地が郡上市であり、申請書「5 同意及び確認（7）」に○がある場合

### △ 夫婦の所得証明書または非課税証明書（申請時点で最新のもの【令和\_\_\_\_年度所得証明書】） ※源泉徴収票は不可です。



- 必要** （申請が6月中旬までの場合）令和7年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分  
（申請が6月中旬以降の場合）令和8年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分  
※1月1日付で住民票があった市町村で発行できます。
- 不要** 上記時点で郡上市に住民票があり、申請書「5 同意及び確認（7）」に○がある方の分

### △ 奨学金の返還額がわかる書類（通帳紙面の写し等）



※ 奨学金を返還している場合、所得金額から控除することができます。

例) ご夫婦の所得額 (R7.1.1～R7.12.31) の合計 510万円  
奨学金返還額 (R7.1.1～R7.12.31) 30万円  
= 所得額は480万円とみなします。



## その他に必要なもの

### 住宅購入

- ご夫婦どちらか名義での物件の売買契約書  
又は工事請負契約書の写し  
(全てのページ)



婚姻前の契約の場合、  
婚姻日から遡って  
1年以内に契約した住居が対象です

### 住宅新築・リフォーム

- ご夫婦どちらか名義での物件の工事請負契約書  
又は請書等の写し  
(全てのページ)

### 住宅の賃料など

- ご夫婦どちらか名義での物件の賃貸借契約書の写し  
(全てのページ)

### 引越し

- 上記以外に必要な書類はありません。

※ 引越し業者又は運送業者に支払った費用に限ります。

- 住宅手当等支給証明書 [↓](#)  
(様式第3号) ※ご夫婦それぞれ必要



- 自営業やお勤めでない方の分は不要です。
- 様式第3号での証明に替え、対象経費申請月の給与明細書の写しでも可。